

申告書の書き方 **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送での申告をお願いします。** ※郵送でご提出の場合は関連書類（コピー可）の添付をお願いします。（申告会場にはできるだけ記入のうえお越しく下さい。）

1・2・3. 営業等・農業・不動産所得
 事業、不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」=「所得金額」です。
 これらの所得は裏面②の「事業・不動産所得に関する事項」に収入、支出の内訳を記入します。

4. 利子所得
 預貯金の利子、合同運用信託などの収益分配にかかる所得を記入します。

5. 配当所得
 株式・出資金など配当による所得を記入します（裏面②に再掲してください）。また、地方税の特別（源泉）徴収がある場合は裏面②にその金額を記入します。なお、裏面②に記入する金額は特別徴収される前の金額を記入します。

コ・サ. 総合譲渡所得
 機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などを売った際の所得金額
所得計算式は 売却金額 - (取得価格 + 売却必要経費) - 特別控除 (上限 50 万円)
 ※保有して5年以上経過するものは特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。なお、売却したものが2つ以上ある場合は市民税課へお尋ねください。

シ. 一時所得
 生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。
所得計算式は 収入金額 - 掛金等 - 特別控除 (上限 50 万円)
 ※特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。

申告不要制度の利用
 上場株式等の配当所得・譲渡所得がある場合、住民税で申告不要制度を選択できます。詳しくは市民税課にお尋ねください。

①雑損控除（支出した金額が分かる書類（領収書等）の提示または添付が必要です。）
 本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。
 ・(損失額 - 保険、損害賠償などで補填される金額) - (総所得金額等の10%)
 ・災害関連支出の金額 - 5万円
 ※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額（がれき撤去費用など）

②医療費控除（医療費控除の明細書、支出した金額が分かる書類（領収書等）の原本の提示又は添付が必要です。次の(1)か(2)のいずれか一方を選択する必要があります。なお、選択後の変更はできません。）
 (1) 本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。（限度額 200 万円）
 「支払った医療費」-「高額医療、保険金などで補填される金額」
 -「総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方」
 (2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けられる場合（健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可）
 本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の支払額から1万2千円を引いた額を控除します。（限度額 8万8千円）

③社会保険料控除 ④小規模企業共済等掛金控除（証明書の提示または添付が必要です。）
 本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額をそのまま控除します。（親族が年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。）

⑤生命保険料控除（証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」旧の記載がありますのでご確認ください）
 支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料（新契約のみ）を記入します。
 契約日が平成 23 年 12 月 31 日以前か、以後かで控除の計算式が異なりますので分けてご記入ください。控除の計算式は下表のとおりです。計算した結果を控除欄欄に記入します。
 ※新旧混在の場合は（例）新生命保険料の計 15,000 円 + 旧生命保険料の計 20,000 円の控除額は（13,500 円 + 17,500 円 = 31,000 円）となりますが上限額は 28,000 円です。また、旧契約の控除額単独で 28,000 円を超える場合は、その額が控除額（上限 35,000 円）になります。

【新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後）】		【旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前）】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～ 12,000 円	支払保険料の金額	～ 15,000 円	支払保険料の金額
12,001 ～ 32,000 円	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円	15,001 ～ 40,000 円	支払保険料 × 1/2 + 7,500 円
32,001 ～ 56,000 円	支払保険料 × 1/4 + 14,000 円	40,001 ～ 70,000 円	支払保険料 × 1/4 + 17,500 円
56,001 円～	28,000 円	70,001 円～	35,000 円

生命保険料控除の上限額は 70,000 円

⑥地震保険料控除（証明書の提示または添付が必要です。）
 支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。

【地震保険料控除】		【旧長期損害保険料控除】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～ 50,000 円	支払金額 × 0.5	～ 5,000 円	支払金額
50,001 円～	一律 25,000 円	5,001 ～ 15,000 円	支払金額 × 0.5 + 2,500 円
		15,001 円～	一律 10,000 円

※上限額は 25,000 円です。

⑦本人該当控除（※）
 本人該当控除は下表のとおりです。※障害者手帳をお持ちの場合は申告することで障害者控除額が加算されます。**控除額は⑨扶養控除をご参照ください。**

種類	適用条件	控除額
ひとり親控除	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等 48 万円以下）を有する単身者（合計所得 500 万円以下に限る）の場合。	30万円
寡婦控除	・夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず子以外の扶養親族（合計所得金額 48 万円以下）がいる場合。 ・夫と死別後婚姻をしておらず合計所得金額が 500 万円以下の場合。	26万円
勤労学生控除	・大学、高校または専修学校などの学生で合計所得金額 75 万円以下で自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の場合。	26万円

現住所をご記入ください。上記、送付先に既に住所が印字されている場合で、記載内容とお変わりなければ同上で結構です。

既に印字されている申告書については、改めて記入する必要はありません。
 ※令和3年(2021年)1月1日時点の住所が異なる場合は、二重訂正のうえ余白に新しい住所をご記入ください。

令和3年度【令和2年(2020年)分】市民税・県民税申告書(提出用)

〒 860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本 太郎

現住所 令和3年1月1日の住所 熊本市中央区手取本町1番1号

※昨年中に所得がなかった場合は、裏面の「通信欄」にご記入ください。

フリガナ	クマモト タロウ
氏名	熊本 太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日	18年 1月 1日
電話番号	096-328-2111
世帯主氏名	熊本 太郎

●収入・所得に関する事項

種類	支払元名称	支払額	収入金額	必要経費等	所得金額
給与	クマモト建設	9,000,000	9,000,000	給与所得控除	6 6 9 0 0 0 0 0 0
配当	クマモト電気	50,000	50,000	公的年金等控除	7 4 1 2 3 4 5
一時	ひごまる生命	5,000,120	5,000,120	業務	8 2 0 2 1 2 3
雑	日本年金機構	1,512,345	1,512,345	その他(個人年金等)	9 5 0 0 0 0 0
雑	講演料	267,676	267,676	雑所得の合計	7 + 8 + 9
雑	クマモト生命	100,000	100,000	営業等	1 4 3 5 3 5 2
				農業	2
				不動産	3
				利子	4
				配当	5

所得金額 6 + 1 + 0 + 1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 11

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除額
①雑損控除	23 5 0 0 0 0 0 0 0
②医療費控除	24 1 5 0 0 0 0 0 0
③社会保険料控除	13 1 4 0 0 0 0 0 0
④小規模企業共済等掛金控除	14 1 0 0 0 0 0 0 0
⑤生命保険料控除	6 4 0 0 0 0 0 0 0
⑥地震保険料控除	2 0 0 0 0 0 0 0 0
⑦本人該当控除	2 6 0 0 0 0 0 0 0
⑧配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	3 3 0 0 0 0 0 0 0
⑨扶養控除	8 6 0 0 0 0 0 0 0
⑩基礎控除	4 3 0 0 0 0 0 0 0
控除合計	7 3 5 4 0 0 0 0 0

⑧配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者（※）

配偶者控除は昨年の合計所得金額が 48 万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。
 配偶者特別控除は合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。（なお、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除も配偶者特別控除ともに適用はありませんが、非課税限度額の算定等の扶養親族として申告される場合は、同一生計配偶者欄へ☑を記入します。）
 ・一般の配偶者…昭和 26 年 1 月 2 日以降生まれ
 ・老人配偶者…昭和 26 年 1 月 1 日以前生まれ

配偶者特別控除	控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者の合計所得金額 48万円超～100万	33万円	22万円	11万円
100万超～105万	31万円	21万円	
105万超～110万	26万円	18万円	9万円
110万超～115万	21万円	14万円	7万円
115万超～120万	16万円	11万円	6万円
120万超～125万	11万円	8万円	4万円
125万超～130万	6万円	4万円	2万円
130万超～133万	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用無し		

市・県民税申告書への**個人番号(マイナンバー)の記入が必要**になります。

後日、市民税課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。できるだけ、**連絡のとれる電話番号をご記入ください。**

6. 給与所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。)
 給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。交付を受けていない場合は裏面の②給与所得の内訳に月取等を記入の上、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。給与収入の合計は収入金額欄のカに記入します。次にカの金額をもとに給与所得を計算します。給与所得の算式は下表のとおりです。
 ※所得金額調整控除の適用がある方については、裏面③所得金額調整控除に関する事項にご記入ください。

●給与所得の計算式（※）

給与収入 (X)	給与所得の金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 ～ 1,618,999 円	X - 550,000 円
1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	X ÷ 4 = (Y) Y × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 ～ 3,599,999 円	Y × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	Y × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	X × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円～	X - 1,950,000 円

7. 雑(公的年金)所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。)
 雑所得は大きく分けて3つに分かれます。それぞれの所得についての計算は下記のとおりです。
●公的年金等所得の計算式（※）
 キ 公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください(複数ある場合はその合計)

受給者が 65 歳未満(昭和 31 年1月2日以降生まれ)			
収入金額 (X)	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999円	X - 600,000	X - 500,000	X - 400,000
1,300,000 ～ 4,099,999円	0.75X - 275,000	0.75X - 175,000	0.75X - 75,000
4,100,000 ～ 7,699,999円	0.85X - 685,000	0.85X - 585,000	0.85X - 485,000
7,700,000 ～ 9,999,999円	0.95X - 1,455,000	0.95X - 1,355,000	0.95X - 1,255,000
10,000,000 ～	X - 1,955,000	X - 1,855,000	X - 1,755,000

受給者が 65 歳以上(昭和 31 年1月1日以前生まれ)			
収入金額 (X)	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	X - 1,100,000	X - 1,000,000	X - 900,000
3,300,000 ～ 4,099,999円	0.75X - 275,000	0.75X - 175,000	0.75X - 75,000
4,100,000 ～ 7,699,999円	0.85X - 685,000	0.85X - 585,000	0.85X - 485,000
7,700,000 ～ 9,999,999円	0.95X - 1,455,000	0.95X - 1,355,000	0.95X - 1,255,000
10,000,000 ～	X - 1,955,000	X - 1,855,000	X - 1,755,000

●業務（※）
 原稿料、講演料など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがある場合記入。
 「総収入金額」-「必要経費」
●その他（個人年金など上記2つ以外のもの）
 「収入金額」-「必要経費(個人年金の場合、掛金など)」
 公的年金等所得金額とその他の所得金額の合計が雑所得金額になります。

⑨扶養控除（※）

扶養控除は配偶者以外の親族で合計所得金額が48万円以下でかつ事業専従者でない方を扶養している場合に適用されます。控除額は右表をご参照ください。(16歳未満の扶養控除はありません)また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除が加算されます。障害者控除の適用を受ける場合は、できるだけ手帳の提示をお願いします。(本人及び、配偶者について、障害者控除を受ける場合も同様)※16歳未満の扶養親族がいる場合もご記入ください。
 4名以上の扶養親族がいる場合又は別居の扶養親族がいる場合は、裏面⑩扶養控除追加記入欄に記入します。

種類	内容	控除額
特定	平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた人(19歳以上23歳未満)	45万円
老人	昭和26年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
16歳未満	平成17年1月2日以降に生まれた人	0円
一般扶養	上記以外の人	33万円

<障害者控除表>本人該当控除 配偶者控除共通

種類	内容	控除額
普通	・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

⑩基礎控除（※）
 合計所得に応じて控除額が右表の通りとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用無し